

はじ
できることから始めてみよう!



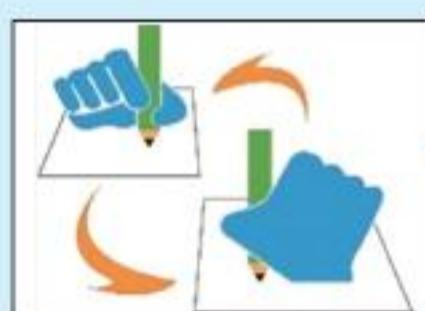
しみん かた 市民の方へ

かんたん しゅわ ひつだん ちょうかく しょうがい かた
簡単な手話やジェスチャー、筆談などでコミュニケーションがとれると、聴覚に障害のある方
にとって、安心して暮らせるまちになります。皆さんもぜひチャレンジしてみてください。

じぎょうしゃ かた 事業者の方へ

じぎょうしょ うけつけ まどぐち ひつだん けいじ ちょうかく しょうがい かた はいりよ
事業所の受付や窓口などに「筆談マーク」を掲示していただき、聴覚に障害のある方へ配慮した
ご対応をお願いします。マークの利用方法については、以下の団体ホームページでご確認ください。

いっばんざいだんほうじんぜんにほん れんめい
一般財団法人全日本ろうあ連盟
<https://www.jfd.or.jp/>



ひつだん
筆談マーク

しゅわ
手話マーク



しゅわ まな かた あんない 手話を学びたい方へのご案内

● はじめての手話講座 (主催：入間市社会福祉協議会)

じっし じゅわ しゃかいふくしきょうぎかい とうほう し
実施については、市・社会福祉協議会のホームページ、広報などでお知らせします。

● 手話通訳者養成講習会

にゅうもんき そ きそこうざ きそこうざ さいたまけんしゅわつうやくしゃにんていしけん
① 入門基礎 ⇒ ② 基礎講座Ⅰ ⇒ ③ 基礎講座Ⅱ・Ⅲ ⇒ 埼玉県手話通訳者認定試験

①～③の講習会を各1年間、計3年間受講し、手話通訳者認定試験の合格を目指します。

※途中からの参加はできないため、①が開催される年度からの受講となります。

● 手話サークル

「入間市聴覚障害者の会」と「入間市手話の友の会」会員が手話の学習や交流をしています。

いしそつうしえんしゃ はけん 意思疎通支援者の派遣について

市の委託事業として、入間市社会福祉協議会が手話通訳者、要約筆記者の派遣を行っています。
派遣依頼などは、入間市意思疎通支援者派遣事務所まで (TEL:04-2964-1161 FAX:04-2964-1140)



みんなで手話を広めていこうね!

発行
入間市 福祉部 障害者支援課
〒358-8511 入間市豊岡1-16-1
TEL:04-2964-1111(内線1331~1333)
FAX:04-2964-3665
メール:ir313000@city.iruma.lg.jp

しゅわ げんご 手話は言語です



入間市手話言語条例
令和3年4月1日施行

ボクと一緒に
手話について
学んでみよう!

このQRコードから
ご覧いただけます。



手話が言語であるとの認識に基づき、手話を必要とする人が安心して暮らすことができる
環境を整え、共に生きることが可能な地域社会を実現するため手話言語条例を制定しました。

市の責務

手話の理解・普及や手話を
使用しやすい環境整備のた
めに必要な取り組みを推進
します。

市民の役割

市が推進する取り組みに
協力します。

事業者の役割

聴覚に障害のある方が
利用しやすいサービスの
提供、働きやすい環境
を整えます。

